

## 令和7年小樽市議会第3回定例会

### 市長提案説明

令和7年第3回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、障害者総合支援法等の改正により、本年10月から、障害者の就労選択の支援に係る障害福祉サービスが開始されることに伴う費用を計上したほか、債務負担行為として、北海道から日本海沿岸の地震による津波被害を加えた新たな被害想定が公表されたことにより、本市業務継続計画を改定する費用や、安定的な除雪体制を維持するため、タイヤドーザ1台の更新費用を計上いたしました。

また、庁舎建設に必要な資金の確保として、北海道市町村備荒資金組合への納付金を計上いたしました。

そのほか、6年度までに超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、6年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てるなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税及び地方特例交付金について、本年度の交付額が決定したことから所要の補正を計上した上で、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上したところであります。

以上の結果、一般会計における補正額は、4億5,776万2,000円の増となり、財政規模は669億189万1,000円となりました。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計及び企業会計補正予算について説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、6年度決算剰余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、下水道事業において、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事案による国からの調査実施要請を受け、「大規模下水道管路特別重点調査事業費」を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第17号までの令和6年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額648億2,791万3,868円に対し、歳出総額は646億2,230万4,353円で、歳入から歳出を差し引いた額は2億560万9,515円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源533万8,000円を差し引いた実質収支は2億27万1,515円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は10億8,456万8,490円の赤字、さらに財政調整基金への積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は、8億1,721万8,510円の赤字となりました。

歳入では、固定資産税や地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことにより、実質収支が黒字となりましたが、決算においても財政調整基金の繰入れを要しており、単年度収支、実質単年度収支は、2年度以来の赤字となったものであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、5年度に引き続き比率自体が計上されないこととなり、「実質公債費比率」は3.6パーセント、「将来負担比率」は26.6パーセントとな

り、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、同法上の資金不足を生じなかったため、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、6年度に実施した主な施策について、「人口対策」、「次世代を見据えたまちづくり」、「魅力を活かしたまちづくり」、「活力を生み出すまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」に分けて説明申し上げます。

まず、1点目の「人口対策」につきましては、「安心して子育てできる環境づくり」として、こどもの医療費助成における高校生年代までの入院・通院医療費の実質無償化や、放課後児童クラブの利用手数料の無償化など、子育てに係る家計負担の軽減を図ったほか、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの一体的な相談支援を行える体制を整備しました。また、老朽化した公園遊具の更新や、旧色内小学校跡地を地域住民等が集える広場として遊具等を整備し、子育て環境の充実を図ったほか、放課後児童クラブにおいてタブレット端末を使用した学習に対応するためのWi-Fi設備を整備するなど、学習環境の改善を図りました。

「事業・就業への支援」といたしましては、高校生や大学生などの若者の就職率向上と地元定着を目的とした、企業見学ツアーや企業出前説明会を行うとともに、若者就職マッチング支援事業の認知度を高めるためのSNS広告や、札幌圏へ通学している市内学生へのアプローチ強化のため、札幌圏の大学等への周知を実施いたしました。また、「移住の促進」として、北海道との共同により、東京圏から移住し、就業の要件を満たした場合等に支援金を支給する事業を引き続き実施したほか、移住情報サイト「笑（え）になるおたる」などにより、移住希望者に対する情報の発信に努めました。

2点目の「次世代を見据えたまちづくり」につきましては、文学館・

美術館と総合体育館においてキャッシュレス決済を導入したほか、都市計画に関連する情報をはじめ、市が保有する各種情報のデータをインターネット上で一般公開し、市民や事業者の方が、市役所に出向くことなく取得できるよう公開型GISシステムを整備いたしました。

また、観光戦略の企画立案や効果的な施策検討につなげるため、GPS人流データを活用した観光入込調査を実施いたしました。

そのほか、保健所、こども家庭センター等の行政機能と関連機関等をウイングベイ小樽へ移転し、公共施設等の再編を実施したほか、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、市民向けリーフレットの配布や、事業者向けの省エネ診断支援を実施いたしました。

3点目の「魅力を活かしたまちづくり」につきましては、本市を代表する重要文化財である、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事を終え、リニューアルオープンに向けて展示造作や駐車場を整備したほか、旧北海製罐倉庫株式会社第3倉庫が建設から100周年を迎えることを記念したフォーラムを開催いたしました。

4点目の「活力を生み出すまちづくり」につきましては、企業誘致促進に向け、全国規模で行われる国内企業に対するアンケート調査に参画したほか、小樽観光協会が実施する夜の観光振興のためのナイトインフォメーションの取組や、冬季閑散期対策を目的としたイベントに対し、引き続き助成いたしました。

5点目の「安全・安心なまちづくり」につきましては、後志管内消防指令業務の共同化に伴い、後志共同消防指令センターの整備を進めたほか、市内の私立保育所等の冷房設備整備に対して補助を行い、熱中症などの健康リスクの低減を図りました。

6点目の「暮らしを支えるまちづくり」につきましては、口腔を通じて全身の健康維持・増進を図るため、成人を対象とした歯周病検診を新たに実施したほか、市民サービスの向上を図るための職員向けセミナー等を実施し、自治体初の「おもてなし規格認証」を取得いたしました。

そのほか、国の補正予算等による、地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する各種支援事業を実施しました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税で約3億8,543万円の増収となりましたが、国庫支出金で約13億6,852万円、繰入金で約15億1,981万円、諸収入で約3億9,678万円、市債で約9億5,630万円などの減収となったことから、歳入総額では約43億4,393万円の減収となりましたが、このうち約12億2,623万円については、繰越事業の財源として、7年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約33億1,797万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、総務費で、ふるさと応援基金積立金の減などにより約5億9,271万円、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約5億2,482万円、衛生費で、各種予防接種費の委託料の減などにより約5億7,857万円、土木費で、除雪費の減などにより約5億5,848万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額126億7,068万6,590円に対し、歳出総額125億7,037万7,178円となり、差引き1億30万9,412円の剰余金を生じました。なお、道支出金が超過交付となった215万7,052円については、7年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに8億3,771万9,079円となりました。

主な事業としたしましては、公営住宅建替事業として、新塩谷B住宅の造成工事及び新新光F住宅用地の測量調査を実施いたしました。また、市営住宅改善事業として、桜A住宅1号棟・4号棟及び5号棟の外壁等

改修工事等を実施いたしました。

なお、住宅事業につきましては6年度をもって特別会計を廃止いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額154億1,660万7,688円に対し、歳出総額152億7,299万2,452円となり、差引き1億4,361万5,236円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった1億3,114万948円については、7年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額25億8,146万7,234円に対し、歳出総額24億9,662万7,444円となり、差引き8,483万9,790円の剰余金を生じました。この剰余金は、6年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、7年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により3億8,521万9,949円の減収となり、支出では給与費、経費などの減による医業費用の減などで4億8,601万4,889円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより815万702円の減収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は2,140万2,661円となりました。

なお、当年度純損失10億9,546万1,723円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより1,321万7,890円の増収となり、支出では営業費用などで1億2,612万921円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより4億3,296万4,968円の減収となり、支出では建設改良費などで3億8,721万2,665円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金4億8,156万4,002円のうち、2億4,945万2,901円につきましては、自己資本金として処分し、2億3,211万1,101円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより2,841万7,000円の増収となり、支出では営業費用などで8,887万6,814円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越した事などから、収入は企業債、交付金の減などにより10億164万3,627円の減収となり、支出では建設改良費などで3億3,304万8,492円の不用額を生じました。

なお、2億5,619万1,804円の当年度純損失を生じたことにより、当年度未処理欠損金は2億4,065万5,095円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより2,091万6,423円の減収となり、支出では維持管理費などで1,445万4,861円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により1,000万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金4,695万1,228円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより874万9,637円の減収

となり、支出では営業費用などで８３６万７，１８１円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は道補助金の減などにより２１９万６，４４６円の減収となり、支出では出資金などで２７４万３，５８０円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失６１６万３，６９１円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第１８号から議案第２６号までについて説明申し上げます。

議案第１８号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるものであります。

議案第１９号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により部分休業が拡充されることに伴う所要の改正を行うものであります。

議案第２０号 水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の水道事業者が指定した工事事業者等による給水装置工事の施行を可能にするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第２１号 下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の公共下水道管理者が指定した工事店等による排水設備工事の実施を可能にするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号 小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市立病院の診療科目として呼吸器外科を新設するものであります。

議案第 23 号から議案第 25 号までの工事請負変更契約につきましては、手宮公園競技場トラック等改修工事、公営住宅建替工事及び公営住宅建替機械設備工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第 26 号 損害賠償額の決定につきましては、令和 6 年 10 月 6 日に発生した消防本部の救助工作車による照明灯の損傷事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。